

2008年10月30日
航安第43-03号

国土交通大臣 金子 一義 殿

航空安全推進連絡会議
議長 酒井 孝信
東京都大田区羽田 5-11-4
TEL: (03) 3742-9359
FAX: (03) 5705-3264

航空機整備におけるグループ認定制度導入に関する要請

私たち航空安全推進連絡会議（略称：航空安全会議）は、民間航空の安全を最大の課題に、運航乗務員、客室乗務員、航空機整備士、航空管制官、気象予報官、グラウンドハンドリングなど、日本の民間航空のあらゆる分野に働く官と民の労働者、58組合約17,000人で組織し、過去42年にわたって活動を行っている団体です。

私たち航空安全推進連絡会議は、航空機の安全を確保する観点から、現在国土交通省航空局により検討が進められている「複数事業者に対する整備改造に係わる事業場認定の基準の設定」について反対し、航空機整備について慎重なる施策の検討を要請するものです。

航空局は、ATEC（航空輸送技術センター）の求めにより、これまで「グループ認定制度導入」を模索していましたが、本年、航空安全基準検討委員会で「事業場認定の基準の設定」を検討し、「複数の事業者を共同の事業体として認定する仕組みを導入」するとしています。この仕組みは「建設業界の共同事業体（JV）の考え方を参考」としたものであるとのことです。

航空各社ではコスト削減を目的に、航空機整備業務について人件費の安いグループ会社への委託を拡大させてきました。そして、更なる「合理化」を行うため、全日空では、グループ9社で共同事業体（JV）を設立し、航空局の認可を得て、2009年4月に新制度を導入する計画です。一方、日本航空では2009年度にグループ会社を1社に統合し、全ての整備業務を全面委託する計画ですが、一部でJV方式の導入も検討されています。

従来、建設業界では、一つの大型プロジェクト等を受注・施工することを目的に、各分野に秀でた企業同士が、共同で一つの工事に対して円滑かつ速やかな施工を行うためにJVを設立しています。しかしながら、航空機整備では期限の決まっているプロジェクトではなく恒常的に業務が存在し、安全に関する訓練や教育が必要です。航空機整備業務へのJV方式の導入は、建設業界とは事情が大きく異なるため、安全の確保を含め様々な問題があります。

現在、日本航空、全日空では、整備業務の多くを親会社よりも労働条件の低いグループ会社に委託しています。一つの職場には複数社の整備士等が混在して作業しているのが実態で、職業安定法や労働者派遣法に抵触する疑いのある事例が発生しています。JV方式の導入は、このような労働実態をそのままに移行するもので、統括管理企業の指示のもとに整備作業が行われ、JV方式を隠れ蓑に職業安定法・労働者派遣法違反事例が常態化される懸念があります。これは、労働法に抵触する可能性があり、労働基本法の均等待遇の精神に反します。その結果、モラルやモチベーションの低下、そして、そのことが安全運航に悪い影響を与えることが容易に想像されます。

私たち航空安全推進連絡会議は、航空機整備士の働く環境を悪化させ、安全運航に反するJV方式によるグループ認定制度の導入に反対します。責任体制と管理体制を含め、安全が確実に確保される航空機整備制度の確立を要請するものです。

以上